

## 序 章

### 1. ゆりかごをめぐる検証について

「こうのとりのゆりかご」（以下「ゆりかご」という。）は、熊本市島崎にある医療法人聖粒会（慈恵病院）<sup>(1)</sup>が、病院の建物内部に設置し、平成19年5月10日から運用を始めたものである。全国的に嬰児殺や子どもの遺棄事件が後を絶たない中、また、当時熊本県内でも赤ちゃんの生み落とし事件<sup>(2)</sup>が発生したこともあり、病院関係者の子どもの命を救いたいという思いから計画され、実施に踏み切られた。その構想が明らかになって以来、「医療機関が匿名で子どもを預かる<sup>(3)</sup>」といったことに対して、賛否さまざまな意見が寄せられ、大きな注目を集めてきた。

平成19年11月から審議を始めた「『こうのとりのゆりかご』検証会議」（以下、「当検証会議」という。）でも、「児童の権利に関する条約」<sup>(4)</sup>にも認められる子どもの権利に関連し、「子どもの命の救済」と「子どもの人権・権利の保障」、また「子どもの生活の安定と人生を守ること」といった課題をどのようにバランスをとりながら担保できるかということが、論点で在り続けた。また、ゆりかごの設置・運用が「安易な遺棄の助長」につながらないか、「親の養育責任の放棄」ではないかといった点についても、終始、議論が交わされた。

当検証会議では、ゆりかごをめぐる課題を明らかにすることを目的に、平成19年11月以来審議を重ね、平成20年9月8日には、それまでの議論を整理し、対応が急がれる課題を中心に整理した「中間とりまとめ」を公表した。その後、さらに課題の整理やゆりかごへの評価、提言や要望に関して議論を重ねてきた。この最終報告は、2年間に及ぶ当検証会議での議論の最終とりまとめである。

(1) ゆりかごの設置者は、医療法人聖粒会。診療科は、外科、消化器科、肛門科、内科、産婦人科、小児科。所在地は、熊本市島崎。産婦人科の年間分娩数は、平成19年度780件、平成20年度761件。

(2) 生み落とした嬰児をくみ取り式の洋式トイレに放置し死亡させた（平成17年12月10日）として、平成18年1月30日に、21歳の専門学校生が熊本県荒尾警察署に逮捕された事件。

(3) 現行法の仕組みでは、このような仕組みで医療機関が子どもを預かることはできず、預け入れがあったと同時に、管轄の児童相談所に通告がなされ、相談所が子どもを保護する。

(4) 児童の権利に関する条約（平成元年11月：国連で採択、平成6年5月：日本国で公布）：（第6条第1項）生命に対する固有の権利、（第7条第1項）出生の時から氏名を有する権利、国籍を取得する権利、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利。

## 【検証の役割分担】

ゆりかごに関する検証は、医療法上の許可を行った熊本市と児童養護を担う熊本県が、役割分担しながら進められることとされた。

### ○ 短期的検証

熊本市が設置した「こうのとりのゆりかご専門部会」<sup>(5)</sup>は、平成19年9月からおおむね3か月に1回、主に「ゆりかごが安全で適正に運用されているか」といった観点から、短期的検証を実施している。その結果、これまでの運用状況については、「刑事法上は『明らかな違法性』を認めないものの、子どもの権利を侵害していないかなどについては、今後、個別の運用状況を中心・長期的に検討する必要がある」といった趣旨の検証結果が得られている。

### ○ 中期的検証

熊本県が設置し、熊本市と共同で運営している当検証会議は、熊本市における短期的検証の結果を踏まえたうえで、ゆりかごの利用事例や慈恵病院における相談事例などの分析を通して、ゆりかごをめぐる社会的な課題、児童福祉における課題や制度上の問題を明らかにし、国や関係機関への提言や要望をとりまとめることとなった。

平成19年11月30日に開催した当検証会議の初会合では、検討スケジュールとして、(ア)中間とりまとめについて平成20年夏をめどにまとめること、(イ)最終報告について平成21年秋をめどにとりまとめこと、の2点を確認した。それ以降、最終報告に至るまで、10回の会議で議論を重ねてきた。

## 【審議の経過】

### ○ 当検証会議の開催経過

当検証会議は、平成19年10月9日に設置され、平成19年11月30日に第1回会議を開催して以降、第2回会議を平成20年3月13日、第3回会議を平成20年6月30日、第4回会議を平成20年8月11日に開催した。ゆりかごが利用された個別事例

(5) こうのとりのゆりかご専門部会：熊本市要保護児童対策地域協議会の中に設置されたもの（平成19年9月19日）。委員（平成19年9月時点）：恒成茂行委員＜部会長＞（熊本大学名誉教授、法医学）、弟子丸元紀委員（益城病院医師、精神科）、一門恵子委員（九州ルーテル学院大学教授、心理学）、国宗直子委員（弁護士、法律）、三渕浩委員（熊本大学大学院准教授、小児科）。なお、平成21年1月に恒成委員が辞任。4月から弟子丸元紀委員が部会長に就任し、山崎史郎委員（熊本学園大学教授・心理学）が新たに委員に就任した。

開催は、第1回：平成19年9月19日、第2回：平成19年10月3日、第3回：平成20年1月16日、第4回：平成20年3月18日、第5回：平成20年4月18日、第6回：平成20年7月23日、第7回：平成20年10月22日、第8回：平成20年12月4日、第9回：平成21年1月21日、第10回：平成21年4月21日、第11回：平成21年7月16日、第12回：平成21年10月21日。

と慈恵病院での相談事例などの分析を基に、ゆりかごをめぐる論点や課題についての議論を重ね、その間、慈恵病院の実地調査、慈恵病院関係者や特別養子縁組に携わる民間関係者からのヒアリングを行い、平成20年9月8日、それまでの課題や意見の中間的な整理として、中間とりまとめを公表した。

さらに、平成20年11月17日、平成21年3月13日、平成21年6月1日、平成21年8月28日、平成21年10月15日、平成21年11月16日の会議を経て、本最終報告をとりまとめるに至った。

なお、この間、当検証会議の要請により、事務局において、棄児の実態に関する調査や海外の類似事例調査、先進的育児支援施策等の調査、分析を行い、議論の資料とした。

### ○ 委員の構成

当検証会議は、当初6名の委員で議論をスタートしたが、特に、児童福祉・児童養護の分野の課題や論点が多岐にわたり、より議論を深めるため、平成20年7月からは、新たに委員1名<sup>(6)</sup>、さらに平成21年3月に委員1名を加え<sup>(7)</sup>、8名の委員で検討を重ねてきた。

## 2. 検証の方法と内容について

### 【特に留意した事項】

#### ○ 3点の留意事項

当検証会議においては、全体の検証を進めるにあたって、特に以下の3点に留意しながら検討項目の整理などを行った。

- ア. ゆりかごに預け入れられた子どもについて、人権が守られ心身の健全な発達が確保されているかといった観点。この点に関しては、検証作業の全体を通じて、常に意識した（子どもの人権と福祉）。
- イ. ゆりかごが設置された社会的な背景や課題としてどういったことがあるのか、ゆりかごの設置によって遺棄の助長につながるような事象が出てきていないかといった観点（社会的な背景・評価・影響）。
- ウ. 児童福祉や社会的養護に関する現行の制度はどうあるべきか、ゆりかごを利用せずに済むような環境づくりとしてはどういったことが考えられるかといった観点（制度上の課題と今後求められる方策）。

<sup>(6)</sup> 山縣文治委員（平成20年7月1日就任）。

<sup>(7)</sup> 弟子丸元紀委員（平成21年3月3日就任）。

## 【検証の対象期間】

### ○ 対象期間とその考え方

ゆりかごの利用状況については、熊本市が1年に1回、統計数字として整理したうえで可能な限り公表することとされた。これにしたがい、運用開始の平成19年5月10日から平成20年3月31日まで（平成19年度）の利用状況が平成20年5月20日に公表され、平成20年4月1日から平成21年3月31日（平成20年度）の利用状況について平成21年5月25日に公表された。当検証会議においては、検討内容がより実態に近いものになるよう、熊本市の公表対象期間（平成19年度、平成20年度）の累計42事例に平成21年4月1日から平成21年9月30日までの9事例を加えて、運用開始から直近の平成21年9月30日までの51事例を検証の対象とした。

検証の対象とする期間については、当検証会議が担っている中期的検証と、熊本市が実施している短期的検証では、検証の目的や対象が異なることから、両者の公表対象とする期間が異なることについてやむを得ないと判断し、最終報告においては、できるだけ直近の事例まで含めることとなった。

## 【ゆりかご事例に関する記述の考え方】

### ○ 個人情報の取扱い

当検証会議においては、個人情報を含む個々の事例の内容を基に検討を進めるため、審議は非公開とした。しかし、個別事例にかかる統計数値などについては、社会的な論議を深める意味合いから、可能な限り明らかにすることとした。また、当検証会議後、毎回、座長が記者会見を行い、可能な限り経過報告に努めた。

### ○ 事例の背景の提示

この検証の主眼がゆりかごをめぐる諸課題を導き出すことにあるため、そこに至った根拠として示す必要があると判断される事例の背景など重要な事項については、言葉を発せられない新生児、何ら罪のない子どもたちの人権と福祉を守る観点から、子ども個人が特定されないように最大限の配慮をしながら、できる限り記載した。

熊本市から公表されたゆりかごの利用状況については、平成19年度分は、利用件数、性別、年齢、健康状態など16項目、平成20年度分は、母親の年齢、預け入れに来た者の2項目を追加し18項目であり、その内容は、主として熊本市が通告を受けた時点での初期情報が対象とされている。この最終報告では、それに加えて、熊本県中央児童相談所による、社会調査などによって入手されたさまざまな情報も踏まえている。

課題や提言の説得性をできるだけ高めるべきという点と現実にゆりかごに預けられた子どもの人権と福祉への配慮といった点の両者の折り合いをどのようにつけていくかについては、両者の間を行きつ戻りつしながら意見交換を行った。その結果、適切な運用の確認を行う役割の短期的検証とは目的の異なる中期的検証においては、検証の根拠となる背景などについてある程度明らかにする必要があると判断した。

## 【検証の方法】

### (1) 運用・利用状況（個別事例）の分析と評価

当検証会議では、個別の事例から見える課題を導き出すことを基本としたため、まず「運用・利用状況（個別事例）の分析と評価」を行った。

#### ○ ゆりかご事例の分析

具体的には、熊本市の短期的検証で整理された内容も参考にしながら、ゆりかごの運用・利用状況を把握、確認した。さらに、ゆりかごの利用があった事例について、把握できた情報やその後の社会調査によって得た情報などを基に、個別事例の内容の分析を行った。なお、事例の分析は、(ア) 利用の背景・事情として考えられること、(イ) 子どもの生命（生存）が守られたか、(ウ) 子どもの人権・権利（人生）は守られたか、(エ) 既存の相談や児童福祉の仕組みでは対応できなかったか、(オ) 事例から学びとる課題は何かなどの観点から行った。

当検証会議では、ゆりかごの利用事例に関する情報は限定されているものの、保護者の居住地に移管した事例や家庭に引き取られた事例について、移管先の児童相談所から保護者への聞き取り等を通じて入手できた動機や背景などの情報を中心に議論を深め、課題の検討を行った。

#### ○ 慈恵病院の相談事例の分析

ゆりかご設置者である慈恵病院が実施している 24 時間相談窓口での対応事例（以下「病院相談事例」という。）の中には、ゆりかご利用の潜在層とも言えるケースが多く含まれていた。これらについては基本的に家庭環境など背景に関する情報が明らかになっているため、病院のケース検討会議で対象となった緊急対応を要した事例など、特徴的な病院相談事例も検証の対象に加え、ゆりかご事例の背景が類推できるケースとして、慈恵病院に対する聴き取り調査を実施し、内容を分析した。

#### ○ ゆりかごに深く関連する子どもの状況と制度の整理

子どもの遺棄や嬰児殺はゆりかごに深く関連すると考えられることや、海外ではゆりかごに類似した取組が実践されていることから、子どもの遺棄の実態に関する調査や国内・海外の類似事例の調査、国内の先進的育児施策等の調査を併せて行い、検討を進めた。

### (2) 社会的課題・法制度上の課題の整理

「社会的課題・法制度上の課題の整理」については、ゆりかごの課題が多岐にわたつており、議論を進めやすくするため、「(a) ゆりかごに預け入れる以前」「(b) ゆりかごの運用面」「(c) ゆりかごに預け入れられた子どもの援助」の 3 つの段階に分けて検

討項目と課題を整理した。

○ 3つの段階に分けて整理

「(a) ゆりかごに預け入れる以前」の段階としては、妊娠・出産・養育にかかる相談体制、妊娠・出産段階での対応などを検討した。

「(b) ゆりかごの運用面」については、ゆりかごの現状の仕組みにおける改善点、今後広がっていく場合の留意事項などを検討した。

「(c) ゆりかごに預け入れられた子どもの援助」については、子どもの人権と福祉の観点、里親・養子縁組をめぐる課題などを検討した。

そのうえで、ゆりかごの利用状況やそれぞれに関連する統計資料なども参考にしながら、ゆりかごが設置された背景、社会的な課題、法制度上の課題などについて、議論し整理した。

(3) 提言・要望

「提言・要望」については、課題の整理から導き出された事項について、都道府県の先駆的な取組なども参考にしながら検討し、国に対するもの、関係機関に対するものなど、当検証会議として意見の一致を見た提言・要望について記載した。